

葛巻町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により経営に大きな影響が生じている葛巻町内の中小企業者等に対し、葛巻町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を交付することにより、中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続に向けた取組を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる中小企業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人または町内に住所を有し事業を営む個人
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類大分類のうち、別表1に定める事業を行う者
- (3) 支援金受給後、少なくとも1年以上町内で事業を継続する意思がある者
- (4) 令和7年1月1日以前に開業している者
- (5) 葛巻町暴力団排除条例（平成24年葛巻町条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (7) 町税を滞納していない者

(支援金の交付要件)

第4条 支援金は、前条に規定する交付対象者のうち、令和7年1月から令和7年12月の間に事業のために使用した電気料金、ガス料金、ガソリン、灯油、軽油又は重油の燃料費（以下、「対象経費」という。）の合計額が8万円以上である者に交付するものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、中小企業者等1者あたり8万円とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 葛巻町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 対象経費及び業種が確認できる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、1申請者につき1回限りとする。

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項に規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付を決定した場合は、葛巻町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の交付決定の取り消し)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき、又は町長が適当でないと認めるときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金が既に支給されているときは、返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定については、同日後もその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

記号	名称
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業 (他に分類されないもの) (中分類93政治・経済・文化団体、94宗教、96外国公務を除く)